

公益社団法人日本語教育学会
理事選出手続に関する規程

制 定	2012 年 1 月 21 日 2011 年度第 1 回臨時総会
一部改定	2012 年 3 月 17 日 2011 年度第 7 回理事会
一部改定	2014 年 5 月 11 日 2014 年度第 1 回理事会
一部改定	2016 年 5 月 3 日 2016 年度第 1 回理事会
一部改定	2022 年 5 月 8 日 2022 年度第 1 回理事会

第 1 章 総則

(適用範囲)

第1条 公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の理事の選出は、定款に定めるところによるほか、この規程によって行う。

第 2 章 理事候補者の選考

(候補者選考の区分)

第2条 理事の選出に当たり、理事候補者を次の区分により選考する。

- (1) 理事総員の概ね半数を、地域の観点から事業を円滑に運営する趣旨により、地域ブロックを基準にして選ぶこととし、別表に掲げる地域ブロック別に、普通会员総数に占める当該地域ブロック在住普通会员の割合に応じて算出した理事人数に見合う理事候補者を、代議員による推薦投票によって選出する。
- (2) 残りの概ね半数の理事については、専門分野・職域等の観点から事業を円滑に運営する趣旨により、理事会が候補者を選考する。

2 普通会员である団体会員から理事候補者を選考する場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条第 1 項の規定にかんがみ、その団体の代表をもって充てるものとする。

第 3 章 理事候補者推薦管理委員会

(設置、構成及び業務)

第3条 本学会の理事の選出に際し、地域ブロックからの候補者を選出するために、理事候補者推薦管理委員会(以下、「推薦管理委員会」という。)を置く。

- 2 推薦管理委員会は、理事会が選出し、会長が委嘱する 5 名以内の委員をもって構成する。
- 3 推薦管理委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 理事の改選に先立ち、地域ブロックからの理事候補者の推薦について代議員に推薦依頼を通知すること。
 - (2) 代議員からの理事候補者推薦通知を受領し、推薦者及び被推薦者の資格要件を照合審査すること。
 - (3) 地域ブロックからの理事候補者の推薦名簿を作成し、理事会に提出すること。
- 4 推薦管理委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 推薦管理委員会の委員は、理事候補者になることはできない。
- 6 推薦管理委員会の委員の氏名は公表するものとし、理事候補者推薦依頼状に記載する。
- 7 推薦管理委員会の委員に欠員が生じ、補充を要する場合には、理事会があらかじめ選出した補欠の委員に委嘱するものとする。
- 8 推薦管理委員会は、同委員会の委員委嘱の日から、代議員総会による理事の選任が行われる日まで存置する。

第 4 章 理事の選出

(候補者推薦の依頼通知)

第4条 推薦管理委員会は、理事の改選に際し、代議員から地域ブロックごとの理事候補者について推薦を受けるため、代議員に対して理事候補者推薦依頼状を送付する。

(地域ブロック候補者の推薦)

第5条 前条に基づく推薦管理委員会からの通知を受けた代議員は、所定の推薦書式により、普通会员(団体会員にあってはその指定する者)の中から理事候補者 3 名以内を推薦管理委員会あてに推薦することができる。その場合、代議員は、いずれの地域ブロックに居住する普通会员でも推薦できる。

- 2 前項の推薦書は、理事候補者 3 名以内の連記、推薦者本人の氏名・会員番号の記載により、所定の期限までに推薦管理委員会に到着しなければならない。
- 3 前項の推薦は、電磁的方法により行うことができる。
- 4 各代議員は、1 通を超えて推薦書を提出することはできない。同一代議員から 1 通を超えて推薦書が提出された場合は、それらの推薦書はすべて無効とする。
- 5 代議員が、理事候補者推薦時において、前年度までの会費を納入していないときは、候補者の推薦を行う資格を有しないものとする。

6 代議員により推薦される理事候補者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 本学会の普通会員であること。
- (2) 前年度までの会費を納入していること。
- (3) 推薦管理委員会の委員でないこと。

(候補者推薦名簿の提出)

第6条 推薦管理委員会は、前条第5項及び第6項に係る推薦者及び被推薦者の資格要件につき照合・審査の上、推薦された地域ブロック理事候補者名簿を作成し、これを理事会に提出する。

2 推薦管理委員会は、前項の場合を除き、理由のいかんにかかわらず、理事候補者推薦者名及び被推薦者名を公表しない。

(理事会による候補者選考)

第7条 理事会は、推薦管理委員会から提出された地域ブロック理事候補者名簿を取りまとめ、理事会自体が推薦する地域ブロック以外の理事候補者名簿とともに代議員総会に提出するものとする。

2 理事会は、前項の地域ブロック選出理事候補者名簿の取りまとめに際し、推薦管理委員会から提出された候補者推薦名簿を十分考慮に入れるものとし、また、補欠の候補者若干名を順位を付して含めるものとする。

3 理事会は、理事候補者名簿のまとめに際し、次のことに留意するものとする。

- (1) 各改選期にほぼ3分の1の理事交替が行われるよう図る。
- (2) 理事の全体的構成について、男女構成、年齢層等を考慮する。

第5章 雑則

(実施細則)

第8条 この規程を実施するための細則その他必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の改定は、2012年3月17日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2014年5月11日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2016年5月3日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2022年5月9日から施行する。

別表 理事候補者選考の区分（第2条関係）

理 事 数 15名～20名		
地域ブロック選出分		専門分野・職域等選出分
北海道・東北	8～11名	7～9名
関東		
北陸・中部・近畿		
中国・四国・九州		
海外		